

の間、同法第二十三条第一項第七号中「保険給付」とあるのは、「保険給付及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第七十六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の共済法第二十条第二項に規定する長期給付」とする。

（再評価率の適用の特例）

第七十九条 附則第十八条各号に掲げる年金である給付の額の改定については、これらの年金である給付は厚生年金保険法による年金たる保険給付とみなして、同法第四十三条から第四十三条の五までの規定中同法第四十三条に規定する再評価率に関する部分を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（保険料率の特例）

第八十条 厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者の次の表の上欄に掲げる月分の同法による保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成二十二年四月から平成二十二年八月までの月分	千分の百五十一・五四
平成二十二年九月から平成二十三年八月までの月分	千分の百五十五・〇八
平成二十三年九月から平成二十四年八月までの月分	千分の百五十八・六二
平成二十四年九月から平成二十五年八月までの月分	千分の百六十二・一六
平成二十五年九月から平成二十六年八月までの月分	千分の百六十五・七〇
平成二十六年九月から平成二十七年八月までの月分	千分の百六十九・二四
平成二十七年九月から平成二十八年八月までの月分	千分の百七十二・七八
平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分	千分の百七十六・三二
平成二十九年九月から平成三十年八月までの月分	千分の百七十九・八六

## 2

前項の保険料率については、厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金以外の積立金を当該保険料率による保険料の一部に充当することにより、同項の表の下欄に定める率から千分の十四・〇八を控除して得た率から同欄に定める率までの範囲内の率で国家公務員共済組合連合会の定款で定める率とすることができる。この場合においては、国家公務員共済組合法第二十四条第一項第八号中「財政調整

「抛出金」とあるのは、「財政調整抛出金及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第八十条第二項の規定による保険料率」とする。

第八十一条 厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者の次の表の上欄に掲げる月分の同法による保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成二十二年四月から平成二十二年八月までの月分	千分の百五十一・五四
平成二十二年九月から平成二十三年八月までの月分	千分の百五十五・〇八
平成二十三年九月から平成二十四年八月までの月分	千分の百五十八・六二
平成二十四年九月から平成二十五年八月までの月分	千分の百六十二・一六
平成二十五年九月から平成二十六年八月までの月分	千分の百六十五・七〇
平成二十六年九月から平成二十七年八月までの月分	千分の百六十九・二四
平成二十七年九月から平成二十八年八月までの月分	千分の百七十二・七八
平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分	千分の百七十六・三二

平成二十九年九月から平成三十年八月までの月分

千分の百七十九・八六

2 前項の保険料率については、厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金以外の積立金を当該保険料率による保険料の一部に充当することにより、同項の表の下欄に定める率から千分の十四・〇八を控除して得た率から同欄に定める率までの範囲内の率で地方公務員共済組合連合会の定款で定める率とすることができる。この場合においては、地方公務員等共済組合法第三十八条の三第一項第十二号中「財政調整拠出金」とあるのは、「財政調整拠出金及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第八十一条第二項の規定による保険料率」とする。

第八十二条 厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下この条において「第四号厚生年金被保険者」という。）の次の表の上欄に掲げる月分の同法による保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	千分の百二十五・八四
平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	千分の百二十九・三八

平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分	千分の百三十二・九二
平成二十五年四月から平成二十六年三月までの月分	千分の百三十六・四六
平成二十六年四月から平成二十七年三月までの月分	千分の百四十・〇〇
平成二十七年四月から平成二十八年三月までの月分	千分の百四十三・五四
平成二十八年四月から平成二十九年三月までの月分	千分の百四十七・〇八
平成二十九年四月から平成三十年三月までの月分	千分の百五十・六二
平成三十年四月から平成三十一年三月までの月分	千分の百五十四・一六
平成三十一年四月から平成三十二年三月までの月分	千分の百五十七・七〇
平成三十二年四月から平成三十三年三月までの月分	千分の百六十一・二四
平成三十三年四月から平成三十四年三月までの月分	千分の百六十四・七八
平成三十四年四月から平成三十五年三月までの月分	千分の百六十八・三二
平成三十五年四月から平成三十六年三月までの月分	千分の百七十一・八六
平成三十六年四月から平成三十七年三月までの月分	千分の百七十五・四〇

平成三十七年四月から平成三十八年三月までの月分	千分の百七十八・九四
平成三十八年四月から平成三十九年三月までの月分	千分の百八十二・四八

2 厚生年金保険法第八十一条第四項及び前項の規定にかかわらず、第四号厚生年金被保険者の平成二十二年四月から平成四十一年八月までの月分の同法による保険料率については、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める範囲内の率で共済規程で定める率とすることができる。

一 平成二十二年四月から平成三十九年三月までの月分 前項の表の下欄に定める率から千分の十二・八  
 四（九月から翌年三月までの月分にあつては、千分の九・三〇）を控除して得た率から同欄に定める率までの範囲内の率

二 平成三十九年四月から平成四十一年八月までの月分 厚生年金保険法第八十一条第四項に規定する保険料率から千分の九・八二（平成三十九年九月から平成四十年八月までの月分にあつては千分の六・二八、同年九月から平成四十一年八月までの月分にあつては千分の二・七四）を控除して得た率から同項に規定する保険料率までの範囲内の率

3 日本私立学校振興・共済事業団は、前項の規定により保険料率を定めたときは、第一項の規定を適用す

るとした場合における保険料の総額と前項の規定による保険料の総額との差額に相当する金額については、文部科学省令で定めるところにより、実施機関積立金（厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて、日本私立学校振興・共済事業団に係るものをいう。）以外の積立金の一部をもつて充てるものとする。

4 第一項又は第二項の場合における第四号厚生年金被保険者（厚生年金基金の加入員である者に限る。）に係る厚生年金保険法による保険料率については、第一項又は第二項の規定による保険料率から同法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率を控除して得た率とする。

（健康保険の適用に関する経過措置）

第八十三条 第八条の規定の施行の日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者については、同条の規定による改正後の健康保険法（次条において「新健保法」という。）第三条第一項（第八号に係る部分に限る。）の規定は、同日以降引き続き同日において使用されていた事業所に使用されている間は、適用しない。

第八十四条 一又は二以上の適用事業所について常時三百人以下の附則第二十八条第一号に掲げる者を使用

する事業主に係る適用事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の適用事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、次の各号のいずれの要件にも該当するものについては、別に法律で定める日までの間、新健保法第三条第一項の規定にかかわらず、健康保険の被保険者としない。

- 一 一週間の所定労働時間が二十時間以上であること。
- 二 当該適用事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれること。
- 三 新健保法第三条第一項第八号ハに規定する報酬について、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険法第四十二条第一項の規定の例により算定した額が九万八千円以上であること。
- 四 学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者でないこと。

(確定拠出年金法の脱退一時金に関する経過措置)

第八十五条 第十一条の規定による改正後の確定拠出年金法附則第三条第一項の規定は、平成二十一年四月一日前に既に企業型年金加入者の資格を喪失している者についても、適用する。